

カードローン商品説明書

R4. 4. 1 改正

1. 商品名	カードローン
2. ご利用いただける方	<p>下記に該当する組合員の方（出資金 1,000 円以上 10,000 円以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県職員 ・ 福井県警察職員 ・ 福井県立高校教職員 ・ 福井県立特別支援学校教職員 ・ 福井県内市町立小中学校教職員 ・ 福井県行政と関係の深い非営利法人職員
3. お使いみち	ご本人が必要とする資金（ご自由にお使いいただけます。）
4. 融資方法	<p>普通預金の残高が 0 円以下の場合、または総合口座貸越の上限を超えた場合、お申し出いただいた貸越限度額までご利用いただけます。</p> <p>カードローン契約のある普通預金（または総合口座貸越）が不足した場合、不足額を自動融資します。</p>
5. ご契約極度額	30 万円・50 万円・100 万円・200 万円
6. ご契約期間	ご契約日から 1 年間（1 年ごとの自動更新）
7. お借入金利	<p>お借入金利は、当初は契約日の金利が適用されます。</p> <p>お借入後の金利は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、年 2 回の見直し時である 4 月および 10 月に当組合独自の判断で金利の見直しを行い、それぞれ 7 月と 1 月の 22 日から新金利を適用する変動金利です。</p>
8. 特約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「fresh」及び「20's」特約は、原契約と別に、本人のお申込みによりご利用いただけます。 ・ 「fresh」特約は、新採用年度の 4 月 1 日から翌年度 3 月 31 日まで固定金利でご利用いただけます。 ・ 「fresh」特約期間満了時、新採用翌年度 3 月 31 日（同日が金・土の場合は、翌営業日の前日）に、年齢が満 30 歳未満は「20's」特約へ、満 30 歳以上は一般のカードローンへ自動更新します。 ・ 「fresh」特約期間中に契約内容に変更がある場合、特約の適用が受けられなくなる場合があります。 ・ 「20's」特約は、原契約の貸越利率（変動）から特約書に定める幅で、特約期間中の金利を優遇します。 ・ 「20's」特約期間満了時、年齢が満 30 歳を迎える月の月末（同日が金・土・休日の場合は、翌営業日の前日）に、一般のカードローンへ自動更新します。
9. ご返済方法	<p>《定例（約定）返済》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約定返済日は、毎月 21 日とさせていただきます。なお、返済日が土、日、祝祭日および国民の休日の場合には、前営業日に控除した金額を普通預金に入金のうえ、翌営業日に返済といたします。 <p>《随時返済》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金に入金すると同時に返済に充てられます。
10. 約定返済金額	カードローン契約後は、ご本人の申出額に応じて次のとおり翌月から給与控除

	<p>いたします。ただし、利用されない場合でも毎月給与控除されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸越極度額</th> <th>毎月給与控除額</th> <th>申出額の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円</td> <td>5千円以上</td> <td rowspan="4">千円単位</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>5千円以上</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>1万円以上</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>1万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、利用されない場合は、預金として普通預金残高に計上されます。</p>	貸越極度額	毎月給与控除額	申出額の単位	30万円	5千円以上	千円単位	50万円	5千円以上	100万円	1万円以上	200万円	1万円以上
貸越極度額	毎月給与控除額	申出額の単位											
30万円	5千円以上	千円単位											
50万円	5千円以上												
100万円	1万円以上												
200万円	1万円以上												
11. お利息の計算方法	毎日の最終残高について、付利単位を100円とした1年365日とする日割り計算とし、毎月約定返済日に元金に加算されます。												
12. お申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の給与明細（写） ・前年の源泉徴収票（写） ・その他組合が必要とする書類 												
13. 担保・保証人	担保、保証人は、不要です。												
14. 手数料	一切不要です。（取扱手数料、繰上返済手数料、変更手数料、事務手数料等）												
15. 保証料	不要です。												
16. 苦情処理措置 および紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、当組合の下記の窓口をご利用ください。 <p>【窓口：福泉信用組合 顧客サービスグループ】 住所：福井市大手 3-17-1（福井県庁内）電話：0776-21-8412</p> <p>紛争解決措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合顧客サービスグループまたは下記窓口までお申出ください。 <p>東京弁護士会 紛争解決センター 電話：03-3581-0031 第一東京弁護士会 仲裁センター 電話：03-3595-8588 第二東京弁護士会 仲裁センター 電話：03-3581-2249</p> <p>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 住所：東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）電話：03-3567-2456</p>												
17. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一年間お支払いいただいた貸付利息に対して事業利用分量配当金（融資利用者に利益還元）をお支払いします。ただし、配当率は年度ごとに変動します。また、配当できない場合もあります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要となります。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時にカードローン契約がある場合は、退職金での返済をお願いします。 ・金利および返済額については、店頭、電話または当組合のホームページでご確認ください。 <p>《福泉信用組合ホームページ》 https://www.fukusen.jp</p>												